

令和 7 年度高齢ドライバー交通事故防止テレビCM作成
及び放映業務委託 企画提案審査委員会設置要領

(目的)

第 1 条 この要領は、令和 7 年度高齢ドライバー交通事故防止テレビCM作成及び放映業務（以下「本業務」という。）の委託に関する企画提案審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 本業務に関する企画提案内容の審査及び委託候補者を選定するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第 3 条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 生活環境部参事
- (2) 生活環境部県民生活課長
- (3) 警察本部交通部交通企画課長
- (4) その他、県民生活課長が指名する者

2 審査委員会の委員長は生活環境部参事が務める。

(会議)

第 4 条 審査委員会は県民生活課長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会の会議は非公開とする。
- 4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査委員会に出席し、審査することができる。

(審査の実施方法)

第 5 条 審査は、企画提案書、テレビCM作品及び構成等による書類審査とプレゼンテーション審査により実施する。

- 2 審査は、別表の評価表（審査基準）に基づき、1～2については評価項目の内容について5段階評価し、係数を乗じた評価点とし、3～4については評価項目それぞれについて評価を行い、評価点を付ける。
- 3 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第 1 位順位者を契約候補者とする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 事務局は県民生活課に置く。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。